

令和 5 年 3 月 15 日

パッケージ工業健康保険組合

## 出産育児一時金等の支給額（令和 5 年 4 月 1 日施行）について

早春の候、貴事業所におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より、当健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和 5 年 2 月 1 日に公布され、「**出産育児一時金**」に関する改正が令和 5 年 4 月 1 日より施行されることとなります。

こちらに伴い、改正政令の詳細について以下の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 改正政令の内容

出産育児一時金の支給額について、現行の 40.8 万円から **48.8 万円**に引き上げます。

	現 行	改正後
出産育児一時金の支給額	408,000 円	<b>*488,000 円</b>
産科医療補償制度の掛金	12,000 円	<b>12,000 円</b>
出産育児一時金の支給総額 (産科医療補償制度の対象の出産)	420,000 円	<b>500,000 円</b>

・産科医療補償制度の※対象外である出産育児一時金の支給額は、**\*488,000 円**となります。  
※対象外とは、在胎週数 12～21 週の出産（死産含む）または、加入分娩機関以外の出産のことを差します。

#### 2. 施行期日

改正政令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行されます。  
施行日前の出産に係る出産育児一時金等の額については、従前の支給額から算出します。

以上

【お問い合わせ先】 業務課 03-3624-7421